

～新型コロナウイルス感染症に 関連する偏見や差別を防ぐために～

★誤解や偏見に基づく差別は絶対に許されません。

新型コロナウイルス感染症が広がりを見せ、県内においても感染例が報告されています。

新型コロナウイルス感染症に関連して、感染者、町外からの訪問者、外国人、物流・医療の関係者、また、その家族等に対して、不当な差別、偏見、いじめ、SNSでの誹謗中傷等があってはなりません。

誰もが感染者、濃厚接触者になる可能性があります。自分や家族がそのような立場におかれたときにどのような気持ちになるか考えて行動しましょう。

憶測やうわさに基づく行動は、過度の不安をまおり、誰かを傷つけることにつながる恐れがありますので、町民の皆様には下記のようなことを心がけるようお願いします。

- ① ネット上の誤った情報に惑わされない。
- ② 不確かな情報は決して SNS などでは広めない。
- ③ 国や県、町が発信する正確な情報を入手する。
- ④ 正確な情報に基づいて判断、行動をする。

★困ったときは、一人で悩まず、相談してください。

法務省の人権擁護機関では、新型コロナウイルス感染症に関連する不当な偏見、差別、いじめ等被害にあった方からの人権相談を下記ダイヤルで受け付けています。

みんなの人権110番 (全国共通人権相談ダイヤル)	0570-003-110 平日午前8時30分から午後5時15分まで
子どもの人権110番	0120-007-110 平日午前8時30分から午後5時15分まで
女性の人権ホットライン	0570-070-810 平日午前8時30分から午後5時15分まで
外国語人権相談ダイヤル	0570-090-911 平日午前9時00分から午後5時00分まで